

### 5-1 基本理念

前述の関連計画や市民の意向等を踏まえ、この基本構想によってバリアフリー化を図るための基本理念として次のような考え方を掲げる。

- JR春日井駅周辺及び市役所周辺は市の中核拠点であり、この区域内にある生活利便施設及びそれらを結ぶ経路は、高齢者、障がい者をはじめ、多くの人々が利用している。特に、バリアフリー新法では、移動円滑化の対象として、あらゆる障がい者（身体障がい者のみでなく、知的、精神障がい者、ほかにけが人や妊産婦なども含めている）を想定しているため、あらゆる人が使いやすい環境を創出していく。
- その実現に当たっては、ひとつの手段で最初からあらゆる人に対応できる環境を創出することは困難である。そのため、人それぞれの異なる状況に応じた多様な手段を講じていく。
- さらには、生活利便施設及びそれらを結ぶ経路を利用していく中で、改善箇所が見つければ、その都度柔軟に対応しながら環境改善に努め、バリアフリーに対する意識を高めていく。
- このように手段を柔軟に捉え、熟成させていくインクルーシブ・デザインという考え方にたって、様々な段階において、行政と市民の協働により生活利便施設を含む重点整備地区のバリアフリー化を進めていく。
- 同時に、人々の活動や交流の活発化など、にぎわい創出にもつなげていく。

## 5-2 基本方針

基本理念を達成するための具体的なバリアフリー事業を推進していくに当たり、次のような基本方針を定める。

### ◆ハード・ソフト両面からの面的広がりをもったバリアフリー環境の創出

- ・道路など公共空間について、移動経路上はもちろん、経路から施設へのアクセス経路も含めて、どの施設へ行くにもスムーズな移動を確保できるような連続性を重視したハード整備を行う。
- ・ソフト面においても、サイン類など情報のバリアフリー、人々の助け合いなど心のバリアフリーも推進する。
- ・このハード面の整備とソフト面の整備は一体的に整備されてはじめて実質的なバリアフリー環境といえるため、両者の歩調をあわせ、連動させながら進めていく。

### ◆適切な段階での多様な主体の関わりによるスパイラルアップの導入

- ・基本構想策定後の整備、整備後の維持管理、整備エリアの拡充などバリアフリー化事業の様々な段階において、住民や事業者、NPOなど多様な主体が関われるような参加の場をつくる。
- ・参加によって様々な角度から、適切な点検や改善を行うことによって、バリアフリー化のレベルを日々向上させていき、あらゆる人にやさしいまちを徐々に作り上げていく。

### ◆まちなぎわい形成につながるバリアフリー化の推進

- ・民間による施設の建替えや再開発など、まちなみ更新の際には、バリアフリーの視点を常に導入していく。そのためのルールづくりなど、民間を誘導していくしくみを整備する。
- ・バリアフリーをまちの隅々へ浸透させることで、人々の足をまちへ促し、にぎわい形成に寄与させる。

## 5-3 目標年次

バリアフリー新法第3条に基づき定められた国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」との整合を図り、特にバリアフリー化すべき事業（特定事業）については、平成22年（2010年）までに着手（調査、設計含む）するものとする。

なお、バリアフリー化の目標年次としては、将来ビジョンでの事業の実施期間の中期目標年次である平成27年（2015年）とする。